

令和7年8月6日
お茶の水女子大学

懲戒処分の公表について

国立大学法人お茶の水女子大学職員就業規則第35条第1号及び第36条第5号の規定により、下記のとおり本学教員の懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 処 分 日 令和7年8月6日
2. 被 処 分 者 本学基幹研究院講師(30歳代)
3. 処分の種類 戒告

4. 処分の概要

被処分者は研究室の学生に対し、一方的に学生を非難したり、指導を大幅に縮小する旨の言動を行うなどのアカデミック・ハラスメント行為を行い、精神的苦痛を与えた。

本学教員によるこのような事態が起きたことは誠に遺憾であり、被害を受けた方はもとより、学生・教職員に対し、心よりお詫び申し上げます。

今回の事態を厳粛に受け止め、今後このようなハラスメント等の人権侵害がおこらないよう再発防止に努めてまいります。

国立大学法人
お茶の水女子大学長
佐々木 泰子

【本件問合せ先】

国立大学法人お茶の水女子大学
広報・ダイバーシティ推進課広報担当
電話 03-5978-5105